

2023 年度学費案内

国際教養学部生（2019 年度以前に入学した者）

I. 学費の納入について

- (1) 学費請求書の発送日と納入期限

	発送日	納入期限
春学期	5 月 10 日	6 月 7 日
秋学期	10 月 20 日	11 月 17 日

- 注 第2及び第4クォーターの追加登録期間に履修登録をした場合は、追加で履修登録分の授業料をお支払いいただきます。
- (2) 学費のご案内は原則として**学生本人宛**に送付いたします。送付先を変更したい場合は、学事センター（学費担当）にてお手続きください。送付先住所に変更があった場合は、Loyola（学生情報＞学生住所変更）より変更してください。
- (3) 学費（同窓会費を除く）を期日までに納入しない場合は、学生本人と保証人へ督促状を送付します。督促納入期限までに納入しない場合は、上智大学学則第64条により退学となりますので、納入期限を厳守してください。
- (4) 上智大学学則第66条により既納の納付金（同窓会費を除く）は返還いたしません。
- (5) 奨学金・教育ローン等については、学生センター経済支援担当（03-3238-3523）までお問合せください。

II. 休学・留学の場合の学費

1. 休学の場合の学費

所定の期日までに休学願を提出し、許可された場合、休学するクォーター/学期の学費（授業料・教育充実費）が減免されます。

＊休学時の学費については、休学が許可されたあとに改めて金額変更のご案内を送付します。

＊学費納入後に休学が許可され、学費が減額となって過払分が生じた場合は、銀行振込にて返金いたします。

2. 留学の場合の学費

- (1) 留学願の「学費請求先」に記載された住所に請求書を送付いたします。

- (2) 留学する場合の学費

留学には、「交換留学」と「一般留学」の2種類があります。交換留学の場合の学費は、規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費は基本的に免除となります。一般留学の場合は、規定額を全額本学へ納入し、留学先大学の学費も先方の大学へ全額納入することになります。

- (3) 留学期間延長による学費減額

通算の留学期間が1年を超え、さらに留学をすることが許可された場合は、学費が減額されます。期間及び減額基準と納入額は、休学の場合と同じです。

- 例
- ①2022年度春学期から2023年度秋学期まで留学する場合
 - ②2022年度秋学期から2023年度秋学期まで留学する場合
 - ③2022年度秋学期から2023年度春学期と2024年春学期を留学する場合

	2022 年度		2023 年度		2024 年度	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
①	規定額	規定額	休学と同じ	休学と同じ		
②		規定額	規定額	休学と同じ		
③		規定額	規定額		休学と同じ	

- (4) 単位換算に伴う授業料について

帰国後、単位換算によって本学において修得したものとみなされる単位数が確定した時に、授業料を請求します。

III. 同窓会費について

- (1) 同窓会費は、上智大学ソフィア会からの委託を受けて、入学から4年目（7セメスター目）に、学費とあわせてご案内しています（上智大学卒業および修了者は除く）。再入学の場合は、入学学年によって異なります。
- (2) 同窓会費を既に納入している場合で退学が許可されたときは、同窓会費を返金いたします。
- (3) 学費を期日までに納入しない場合は退学となりますが、同窓会費のみが不足する場合は、この限りではありません。